

令和元年度 ひまわり基金助成事業

災害復旧助成金 実施要領

1 助成の目的

本助成事業は、埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に寄せられた寄付金を財源として設置する「ひまわり基金」により、地震や台風、豪雨等の自然災害により被害を受けた被災施設の機材、備品等の修理、修繕の費用を助成し、民間社会福祉施設等の速やかな復旧に寄与することを目的とします。

2 助成対象

助成対象	対象経費	対象団体
被災施設の機材、備品等の修理、修繕費用	○消耗品費 ○器具什器費 ○修繕費 ○その他県社協会長が認める費用	埼玉県内に所在する民間社会福祉施設・事業所

3 対象実施期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日まで

4 助成額

助成金額 1団体上限10万円（助成金額は千円単位）。

なお、対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成する。

5 申請方法

(1) 提出書類

以下の書類を県社協あてに提出する。

ア	災害復旧助成申請書(被害状況報告書) (様式第1号)
イ	①業者修繕見積書又は機材・備品の領収書等 ②被災状況を示す状況写真 ③新聞記事等の参考資料（必須ではありません）

申請書等の様式については、本会ホームページからダウンロードしてください。

アドレス https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/community_3.html

※書類に不足があると受理できません。

※原則、提出書類の返却はできません。

(2) 提出期限

原則として、被災後90日以内。

6 助成事業実施における留意事項

- (1) 本基金の助成が決定した場合、本会から提供するシール（ひまわり基金助成事業を示すシール）を備品等に貼付してください。
- (2) 事業を変更する場合
助成決定した内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局まで連絡してください。
- (3) 次の事項に該当する場合は、助成金の金額又は一部を返還していただきます。
 - ア 申請内容に虚偽があることが判明したとき。
 - イ 申請した事業以外に助成金を使用したとき。
 - ウ 事業縮小又は廃止などにより助成金が不要になったとき。
- (4) 申請後の流れ

交付可否の通知	交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知します。
実績報告書の提出	助成事業終了後、以下を県社協あてに提出してください。 <ol style="list-style-type: none">① 提出書類等 実績報告書（様式第3号）、経費使途明細書（別紙） ※事業実施が確認できる写真等を添付②提出期限 助成事業の完了後、1ヶ月以内

7 問い合わせ及び申請書送付先

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
埼玉県ボランティア・市民活動センター
(地域福祉部 地域活動支援課) 担当：山野邊・三橋
TEL：048-822-1435 FAX：048-822-3078

※封筒には「ひまわり基金災害復旧助成金申請」と明記してください。